

制定の意義・必要性

名称	1	岐阜市住民自治基本条例	2	豊田市まちづくり基本条例	3	四日市市民自治基本条例
		都道府県名 岐阜県 (中核市)				都道府県名 愛知県 (中核市)
	施行期日:平成19年 4月 1日		施行期日:平成17年10月 1日		施行期日:平成17年 9月 1日	
内容	<p>住民自治に関する具体的な法規定が限定的なため「岐阜市協働のまちづくり指針」を策定し、これに基づき平成16年度から、地域のまちづくり力を高める取組み(地域力創生モデル事業)や、市民と行政の協働による公共空間の管理・創出の制度(岐阜版アダプトプログラム)、17年度にはNPOとの協働を推進する仕組みづくり(岐阜市NPOとの協働事業推進のためのガイドライン策定)等をはじめ、協働のづくりを推進するための取組みを進めてきた。</p> <p>住民自治の理念等を市民と行政が共有するため。</p> <p>地方分権の進展に対応するまちづくりを進めるため。</p>		<p>市民と行政のパートナーシップの推進を継続して実践していく裏づけとして必要なため、合併後の新市の一体化のため、自治について共通の認識、意識合わせをする必要性が出てきたため。</p>		<p>市民、市の執行機関・市議会の役割を明確化することによって、市民誰もが様々な形で市政に参加することを促すため。</p>	
名称	4	豊中市自治基本条例	5	吹田市自治基本条例	6	八戸市協働のまちづくり基本条例
		都道府県名 大阪府 (人口30万～40万人市)				都道府県名 大阪府 (人口30万～40万人市)
	施行期日:平成19年 4月 1日		施行期日:平成19年 1月 1日		施行期日:平成17年 4月 1日	
内容	<p>当市ではこれまで、情報公開や審議会の市民委員の公募、条例や計画などの案に対する意見募集などを通じて、市民の市政への参加を推進し、まちづくり協議会によるまちづくり構想の提案と市の計画策定、市民公益活動団体との協働による事業の実施など、協働によるまちづくりにも取り組んできた。</p> <p>これらの取組みを土台として、これからの当市の自治のあるべき方向を明らかにするため、自治基本条例を制定した。</p>		<p>本格的な地方分権の時代を迎え、地域のことは地域で考え、地域で決定するという自治の原点に立ち、吹田市としての市政運営を進めていく上での基本的なルール等を定めてその運営に当たることが求められていると考えている。</p>		<p>地方分権改革や少子高齢社会への対応として、市民自治の実現を目指していくうえで、自治体の運営のあり方を定める必要がある。</p> <p>市民自治を実現していくためには、市民と行政との協働のまちづくりを推進していく必要があり、その規定を体系化するため。</p>	
名称	7	太田市まちづくり基本条例	8	熊谷市自治基本条例	9	草加市みんなでまちづくり自治基本条例
		都道府県名 群馬県 (人口20万～30万人市)				都道府県名 埼玉県 (人口20万～30万人市)
	施行期日:平成18年 4月 1日		施行期日:平成19年10月 1日		施行期日:平成16年10月 1日	
内容	<p>平成17年3月における1市3町の合併により、新市が誕生したことを契機に、まちづくりに関する基本的な事項を定めるため。</p> <p>市民の権利と責任を明確にし、市民・市議会・行政の協働によりまちづくりを行うため。</p>		<p>地方分権に即した自主・自立した市政運営のため、市民と行政の役割を明らかにし、市政運営の基本方針や、市民と協働でまちづくりを進めるためのルールを条例として明文化したものです。</p>		<p>当市は、従来から市民活動が非常に活発であったが、今後のまちづくりの方向性として、市民とのパートナーシップが最重要と捉えた。</p> <p>市民の地域でのまちづくりを促進し、市民相互、市民と行政が協働していくため、誰もが参画できるまちづくりの仕組み、体制を整備する必要性が出てきた。</p>	

制定の意義・必要性

名称	10	平塚市自治基本条例	11	大和市自治基本条例	12	岸和田市自治基本条例	
		都道府県名 神奈川県 (人口20万～30万人市)				都道府県名 神奈川県 (人口20万～30万人市)	
		施行期日:平成18年10月 1日			施行期日:平成17年 4月 1日	施行期日:平成17年 8月 1日	
内容	地方分権が進む中、まちづくりの担い手である市民、議会、行政が平塚市の自治を推進していくため、自治の基本ルールを「条例」という形で明文化し、法規範として定めた。		地方分権の時代、地方自治体には自主・自律の運営が求められている。そのような状況の中で、地方社会が抱える課題などに対しどのようなことを大事にし、また、どのような方法によりそれらに取り組んでいくべきかについて、自治体運営の基本的な理念や仕組みを定める必要性が出てきたため。		地方分権時代の到来により、本市がどんな考えで、どんなまちづくりを行っていくのかを明らかにするため、市政運営に関する基本原則や市民が市政に参画する基本的な考え・方法などを最高規範性のある条例で独自に定め、これを頂点として総合的に政策や立法の体系化を図る必要があった。		
名称	13	宝塚市まちづくり基本条例	14	帯広市まちづくり基本条例	15	苫小牧市自治基本条例	
		都道府県名 兵庫県 (人口20万～30万人市)				都道府県名 北海道 (人口10万～20万人市)	
		施行期日:平成14年 4月 1日			施行期日:平成19年 4月 1日	施行期日:平成19年 4月 1日	
内容	広範な市民が市政に参加できるような枠組みの構築が必要であり、市民と市による協働のまちづくりを法的に位置づけて制度的な取組みを展開していくために基本的な原則を定めた条例の制定が必要であると考え。		分権時代にふさわしい、自主・自律のまちづくりを進めるため、市民と行政が互いに力を合わせる協働のまちづくりが重要となっており、それぞれの役割をはじめ市民と行政とが共有する必要性が高くなってきたため。		地方分権に対応した、まちづくりの目標、理念を明確化するため。市民自治によるまちづくりを進めるため、市民の権利を明確化する必要があるため。この市民の権利を保障するために、市民、議会、市長三者の役割と責務を明確にする必要があるため。		
名称	16	市民参画と協働による新発田市まちづくり基本条例	17	甲府市自治基本条例	18	登別市まちづくり基本条例	
		都道府県名 新潟県 (人口10万～20万人市)				都道府県名 山梨県 (人口10万～20万人市)	
		施行期日:平成19年 4月 1日			施行期日:平成19年 6月21日	施行期日:平成17年12月21日	
内容	“共創”によるまちづくりの実現のため。市、市民各々の役割と責任、情報の共有、市民参画の在り方やその手続き等々を明確化する必要があり、またそれらを条例というものでルール化することで、より一層、市民との協働によるまちづくりを推進することができるようになるという意義を持つと考えている。		地方分権の進展に伴い、地域が抱える課題などに対して、自己決定・自己責任、受益と負担の明確化が求められるようになったため。自治体運営の担い手が、市民参加や協働により多様化してきており、それぞれの役割を明確にする必要が生じてきたため、市民、市議会、市長その他執行機関それぞれの役割と責務を明らかにし、施策を形成する際意思決定の仕組みを定める必要性が出てきたため。自主・自律の自治体運営への動きが進む中で、自治体運営の基本的な理念や仕組みを条例という安定的な形式により定める意義が高まってきたため。		地方分権の推進に伴い、地域の特色を活かした活力ある地域社会作りを進めるためには、多くの市民が市政に参画し、市民自治の実現を目指して市民と行政の協働のまちづくりを進めることができる仕組みをつくる必要があった。		

制定の意義・必要性

名称	19	千曲市まちづくり基本条例		20	知立市まちづくり基本条例		
		都道府県名	長野県（人口5万～10万人市）		都道府県名	愛知県（人口5万～10万人市）	都道府県名
		施行期日：平成19年 4月 1日		施行期日：平成17年 4月 1日			
内容		<p>地方分権の推進により、自己決定、自己責任による行政運営が求められている。</p> <p>市民、議会、市のそれぞれの責任と義務を明確にし、共にまちづくりを進めていく上で基本的なルール等を共有することは必要である。</p>					